

公益財団法人ひろしま国際センター留学生奨学金 2024年度奨学生募集のご案内

当センターでは、2024年度奨学生を次の要領で募集します。

1 応募資格 次の(1)～(7)すべてに該当する者

- (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の4に規定する「留学」の在留資格を取得している者
- (2) 県内の大学、大学院、短期大学又は高等専門学校(4年次以上及び専攻科)に在籍する私費外国人留学生で、学業、人物共に優秀で、法令や社会規範を遵守している者
- (3) 国際理解及び地域社会との交流に関心を持ち、地域交流事業に積極的に参加し、広島県の伝統、文化、産業等の理解に努める意思のある者
- (4) 「広島で学び、暮らすことに積極的な意義を見出したい」、「自分の生活している広島県内の地域との結びつきを強めたい」と望む者
- (5) 勉学生活を行なう上で経済的援助を必要とすると認められ、社会通念上高額な仕送りがなく、かつ他の奨学金またはこれに類する金銭的給付を受けていない者
- (6) 企業等との交流活動等について支障のない日本語、英語でのコミュニケーション能力を有する者
- (7) 2024年4月末日現在で在籍の者、本年4月から来年3月の一年間在籍予定である者

2 奨学金の支給について

(1) 奨学金の性格

奨学金は返還の義務を伴いません。但し、本案内「7 奨学金支給決定の取消しについて」に該当する場合はこの限りではありません。

(2) 募集人員(前年実績による予定)

| | | |
|---------------|---------------|-----|
| 企業等の支援による奨学金 | 「企業等協力留学生奨学金」 | 38名 |
| 県民の支援による奨学金 | 「県民支援留学生奨学金」 | 2名 |
| ひろしま国際センター奨学金 | 「センター留学生奨学金」 | 3名 |
| 合 計 | | 43名 |

(3) 支給金額 月額 30,000円

(4) 支給対象期間 2024年4月から2025年3月までの1年間

(5) 支給月日(予定)

2024年7月25日(4、5、6月分)、2024年9月12日(7、8、9月分)、2024年11月25日(10、11月分)、
2025年1月20日(12、1月分)、2025年3月11日(2、3月分)

(6) 支給方法

奨学生の指定する銀行口座(本人名義)への振込

3 応募に必要な提出書類

- (1) (公財)ひろしま国際センター奨学金申請書(紙) 1通
- (2) (公財)ひろしま国際センター奨学金申請書及び同付属資料(エクセルデータ) 1式
- (3) 指導教官の推薦書 1通
- (4) 学業成績証明書又はそれに代わるもの 1通
- (5) 応募者の現住所、氏名を記入した封筒(返信用) 1通
(封筒サイズ:長形3号120mm×235mm、94円切手貼付)

4 申込受付と締切日

応募者は、上記3(1)～(5)の提出書類を取り揃え、必ず所属する大学等の窓口を通じて申し込んでください。各大学等は応募者を取りまとめ、優先順位を付して、下記締切日までに当センターまで持参するか又は書留郵便で郵送してください。(エクセルデータは記録メディアに入れて併せて提出するか、別に電子メール(要パスワード)で下記アドレスまで送信してください。)なお、提出された書類は一切返却しません。

(1) 当センターへの奨学金申請書提出締切日 **2024年5月13日(月)必着**

(2) 受付け・問合せ先

公益財団法人ひろしま国際センター 交流部 交流推進課 (担当)岡本

〒730-0037 広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ6階

TEL:082-541-3777 FAX:082-243-2001 電子メール:hic18@hiroshima-ic.or.jp

5 選考

(1) 選考は当センターの選考委員会が行う書類選考とします。但し、企業等協力留学生奨学金に関しては、必要に応じて応募者に面接を行うことがあります。

(2) 選考の結果は、**2024年6月21日(金)**頃までに応募者本人及び各大学等へ文書で通知します。

(結果及び選考方法の問い合わせ等には一切応じません。)

(3) 選考された応募者は、速やかに所定の誓約書を提出して頂きます。

6 ASEAN加盟国優先枠について

募集予定人数43名のうちASEAN加盟国からの留学生6名程度をASEAN加盟国優先枠として採用します。残りについては、すべての国籍の方から選考を行います。ASEAN加盟国からの留学生が優先枠に満たない場合は二次募集を行います。

※ASEAN 加盟国(10か国)

(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)

7 奨学金支給決定の取消しについて

奨学金の支給が決定した後も、次の各号に掲げる事項に該当すると認められた場合は、その決定を取り消すことがあります。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨学金の支給を受けた場合
- (2) 応募資格の要件に該当しなくなった場合
- (3) 学業成績または素行が不良である場合
- (4) 病気その他の理由により留学の目的が達せられなくなった場合
- (5) 奨学金決定通知書授与式に病気等正当な理由なしに欠席した場合

8 その他(受給要件等)

- (1) 奨学生に決定された留学生は、当センターの行う PR 事業、他団体から依頼のあったボランティア派遣や自国紹介等の交流事業に積極的に参加・協力すると共に、企業等協力留学生奨学金受給者は企業・団体との交流(訪問・手紙など)を積極的に行うこと。
- (2) 奨学生に決定された留学生は、当センターへ進路調査票等を締切日までに必ず提出すること。
- (3) 奨学生に決定された留学生は、**7月**に開催を予定している奨学金決定通知書 授与式・交流会及び**12月上旬**に開催を予定している交流会に**必ず出席**すること。
- (4) 奨学生に決定された留学生は、当センター内の広島県留学生活躍支援センターの事業に参加すること。なお、連絡先メールアドレスに、同センターから主催行事等の案内(メールマガジン)を送信しますので、御了承ください。
- (5) 奨学生に決定された留学生は、奨学金支給期間の終了後も、当センターの行う進路調査等に誠実に対応するとともに、各種の交流活動に積極的に参加すること。